

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

観 光 課

	内 容
指 導 項 目	<p>1. 随意契約に係る適正な契約事務の執行について</p> <p>随意契約においては、入札制度上、安易に契約するのではなく、法的根拠を明確にして契約することとされているが、随意契約時における法的事由が不明確な事例が散見されている。</p> <p>事業内容等を精査のうえ、地方公共団体の契約方法の原則に基づき、機会均等、透明性、公正な契約を行うこと。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>随意契約の取扱いについては、地方自治法施行令および網走市契約に関する規則に基づく法的根拠を明確にした契約とするよう努めているが、今回の指導事項を受け、今後の事務整理においてもなお一層明確な根拠による公正な契約を行うよう努めます。</p>

※指導項目～監査事務局からの指導等事項、措置内容～指導等事項に対する改善措置等

※備考欄には、指導事項又は、これ以外の事項に関わる意見等があれば記載する。

備考欄

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

管 理 課

	内 容
指導項目	<p>2. 貸付金償還状況と収納対策について</p> <p>奨学資金貸付償還金の収納対策については、本人及び保証人に対して通知書を送付しているが、現在のところ十分な納入効果とはなっていない。</p> <p>このため、奨学資金の貸付金管理においては、滞納者に対する根本的な収納対策や保証人への連絡方法の見直しのほか、保証人としての資力や実効性等、保全面についても十分検証し、収納対策を行うこと。</p>
	内 容
措置内容	<p>償還金の収納において、滞納があった際は速やかに催告することとし、併せて高額滞納となっている場合には、同時に保証人に対する催告を行うこととする。</p> <p>新規貸付における連帯保証人の設定においては、支払能力を確認することとする。</p>

※指導項目～監査事務局からの指導等事項、措置内容～指導等事項に対する改善措置等  
※備考欄には、指導事項又は、これ以外の事項に関わる意見等があれば記載する。

備考欄

## 定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

管 理 課

	内 容
<b>指 導 項 目</b>	<p>3. 情報データ（USB）の管理徹底について</p> <p>網走市では、「網走市 USB メモリ取扱要綱」及び「網走市 USB メモリ取扱要綱の運用について」の規定により、USB メモリの使用制限を行っている。</p> <p>しかしながら、本定期監査による対象校の使用管理状況を見ると、一部では許可制により持出しを認めている状況等が見られた。</p> <p>USB メモリの取扱い次第では、メモリの紛失といった情報漏洩等のリスクもあることから、実情に合った取扱い規定の制定及び適正な取扱い方法の検討をすること。</p>
	内 容
<b>措 置 内 容</b>	<p>情報データ（USB）の持出しについては、「網走市 USB メモリ取扱要綱」及び「網走市 USB メモリ取扱要綱の運用について」の規定を基に、「学校事務の手引き」第 7 章第 2 節 パソコンに関する基準により運用しているところですが、各校において、認識の違いが見られてきたことから、再度、各学校への指導徹底に努めたい。</p>

※指導項目～監査事務局からの指導等事項、措置内容～指導等事項に対する改善措置等

※備考欄には、指導事項又は、これ以外の事項に関わる意見等があれば記載する。

**備考欄**